

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施に関する事務 ①予防接種の実施 ②予防接種対象者への周知 ③予防接種に関する記録 ④健康被害の救済 ⑤実費の徴収
③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(健康増進システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14、126の項 別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市健康部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791) 64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 健康部 健康課 〒679-4167 兵庫県たつの市龍野町富永410番地2 TEL (0791) 63-2112(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人でダブルチェックを実施し、人為的ミスが発生しないよう取り組んでいる。	

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	課内で研修を実施し、知識啓発に努めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施に関する事務 ①予防接種の実施 ②予防接種対象者への周知 ③予防接種に関する記録 ④健康被害の救済 ⑤実費の徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施に関する事務 ①予防接種の実施 ②予防接種対象者への周知 ③予防接種に関する記録 ④健康被害の救済 ⑤実費の徴収	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14、126の項 別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	
令和6年12月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和5年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年12月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和5年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	